

令和7年度 第1回 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録【公開部分】

開催日 令和7年（2025年）6月25日（水） 14:00～15:31
開催場所 八王子市役所 議会棟4階 全員協議会室

■出席者氏名

【委 員】

鈴木聰、内藤裕子、大塚和樹、岩垂喜貴、坂口祐哉、高野久美子、中林秀人、後藤貴弓、
石渡ひかる、三好友海、宮下久美子、安田尚民（計12名）

【事務局】

松土学校教育部長、上野指導担当部長、古川教育指導課長、狩野統括指導主事、福島統括指導主事、上田指導主事、横倉指導主事、坂上指導主事、上床指導主事、三浦主査、海津主査、安達主任（計12名）

■欠席者氏名

【委 員】

塩月栄作、白石貴志

■次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 委員長・副委員長選出

7 委員長・副委員長あいさつ

8 議題

（1）八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会について

（2）八王子市教育委員会いじめ総合対策について（令和7年度版）

（3）いじめ防止対策推進法第28条における調査について

（4）その他

9 閉会

■公開・非公開

公開。ただし、8議題（3）は非公開

■傍聴人数

0人

■配布資料名

・次第

・資料1-1 八王子市教育委員会いじめ総合対策（令和7年度版）

・資料1-2 八王子市教育委員会いじめ総合対策（令和6年度版）

【松土学校教育部長】

それでは、定刻になりましたので、只今から令和7年度第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

本日、今のところ欠席2名ということで連絡をいただいております。現在出席の委員は11名でございますので、委員会は有効に成立しております。

本日は大変ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。学校教育部長の松土和広と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初回の会議でございますので、委員長が決定するまでの間、私の方で進行させていただきます。

では、初めに教育長より、委員の皆さんに委嘱状を交付させていただきます。委嘱の期間は令和9年4月30日までとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、教育長、よろしくお願ひいたします。委員の皆さんにはそのままでお待ちください。

【安間教育長】

(委嘱状交付)

【松土学校教育部長】

ありがとうございました。

それでは、教育長よりご挨拶を申し上げます。

【安間教育長】

改めまして、委員の皆さん、お忙しいところありがとうございます。本当にご多忙の中、このようにご参集いただきまして、ありがとうございます。私は、八王子市教育委員会教育長の安間英潮と申します。

只今、皆さま方に委嘱状をお渡ししまして、八王子市いじめ問題対策委員会の委員にご就任いただきました。心より感謝申し上げます。

この対策委員会ですが、平成29年4月1日に施行されました「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、いじめ防止対策を実効的に進めるために設置されたものであります、本年で8年目を迎えております。

新聞等では、教育委員会がいじめと認定したとかしないとかと、よく話題になるのですが、我々は決して法の趣旨から逃げるつもりはございません。ある子どもが、自分がいじめられたと訴えたら、それはいじめだということで、各学校徹底しております。また、同時に、それが理由だと本人が言って、例えば長期の欠席に入ってしまった、そのような場合はすべて重大事態というように扱っています。

今、このようなことを他の自治体と比べてみたことはないのですが、本市のいじめ重大事態は13件。これから1件、追加になるかもしれませんけど、決して逃げるつもりはございません。

私たちの役割というのは、そう訴えている子どもがいたら、その子の環境を何とかしてあげることだろうと、考えております。従いまして、皆さま方にお願いしたいのは、この事案の中で、結局何をすればよかったのか、学校がこういうこともできたのではないのか、そのような点を是非、具体的にお示しいただきたい。そのことを学校に示していきたいと思っております。

皆さま方が、今申し上げたいじめ重大事態等でご議論いただいたものが、いじめ対策に関する事例集ということで、それぞれの事例から得た知見をここに記入して、そして学校は何をすべきだったのかということを明確にして各学校に周知しております。これが、私たち子どもたちの教育に関わる人間の最大の責務だと思っております。

皆さん方には、多様な面から、こういうケースについてどのようなことがあったのか、この後、もし重大事態ということになりますと、その中から第三者委員会を設置していただいて調査をしていただきますが、その調査の目的も、本人がいじめだと言っている事例というのはどういうものだったのか、という事実を明らかにしていきたい。

そして、そういう思いを持ったのは確かですから、では、どのような指導をすればよかつたのかということを、なかなか現場にいる者は常に対応していますから見えにくいので、多角的な面で、皆さん方にご指導ご助言をいただければ、それを必ず学校の中で生かして、そのような思いをする子どもが1人もいないような、そんな社会をつくるため、全力を尽くしたいと考えております。

皆さん方には、この後、こういうケースでお集まりください、こういうケースでご承認くださいと、様々な案件でお願いすると思いますが、是非、このような思いを持っているのだということをご理解いただきまして、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今年度、また、よろしく皆さん方にはお願ひしたいと思います。

【松土学校教育部長】

ありがとうございました。それでは、教育長はこの後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

(教育長退席)

【松土学校教育部長】

では、続きまして、委員の皆さんをご紹介させていただきます。名簿順にご紹介をさせていただきます。

鈴木聰委員です。

内藤裕子委員です。

大塚和樹委員です。

岩垂喜貴委員です。

坂口祐哉委員です。

高野久美子委員です。

中林秀人委員です。

後藤貴弓委員です。

石渡ひかる委員です。

三好友海委員です。

宮下久美子委員です。

安田尚民委員です。

なお、本日、塩月委員、白石委員については、欠席となっております。そして、現在出席

委員は12名になっております。

【松土学校教育部長】

続いて、事務局職員をご紹介させていただきます。

上野指導担当部長です。

古川教育指導課長です。

狩野統括指導主事です。

福島統括指導主事です。

上田指導主事です。

横倉指導主事です。

坂上指導主事です。

上床指導主事です。

三浦主査です。

海津主査です。

安達主任です。

以上になります。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【松土学校教育部長】

では、次に委員会の委員長と副委員長の選出に移ります。八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第4条第2項では、委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定めることとなっております。

それでは、ご意見、ご発言ありますでしょうか。

【大塚委員】

弁護士の大塚です。

昨年度に引き続きまして今年度も、ご経験豊かな鈴木先生に委員長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【松土学校教育部長】

ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

よろしいですかね。

【松土学校教育部長】

それでは、委員長には、鈴木聰委員に決定したいと思います。

続きまして、副委員長の選出をお願いしたいと思います。どなたかご発言、ご意見ありましたら、お願ひいたします。

【鈴木委員】

只今委員長にさせていただきました鈴木です。よろしくお願ひします。

副委員長につきましては、委員会の流れもよくご存じで、特に心理の専門家でいらっしゃる高野先生にお願いできたらと思っていますが、いかがでしょうか。

【松土学校教育部長】

ありがとうございます。それでは高野久美子委員に副委員長をお願いしたいと思います

が、そのように決定させていただきます。

それでは、お二人方、どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木委員長、高野副委員長、恐れ入りますが、席の移動をお願いしたいと思います。

(席の移動)

【松土学校教育部長】

それでは、初めに、鈴木委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【鈴木委員長】

改めまして、鈴木聰と申します。よろしくお願ひいたします。

この委員会に関わらせていただいて、4年目となります。前期も委員長をさせていただきました。

私は、東京学芸大学という武蔵小金井にある教員養成の大学で教員をしておりますが、学校の教員を育てる大学ということで、いわゆるいじめの問題というのは、今、学生たちも大きなこととして当事者意識をもってとらえており、また、私どももそういう指導をしているところです。

学識ということで委員として選出されておりますが、決していじめ対策の専門家という訳ではないのですけど、教育学の専門ということと、あと私自身が、前にも申し上げたのですが、小学校の教員を21年間やってきた経験がありまして、担任時代に悲しい思いをさせてしまったお子さんがいたことも事実ですし、解決に至ったり、もしくは解決に至らないまま次の先生に引き継いだりと、そういう思いももっております。

そういう意味では、このいじめということは、先ほど教育長さんもおっしゃっていましたけど、本当に悲しい思いをしているお子さんの気持ちをしっかりととらえて、この対策委員というのは2つの機能があると思いますが、起こってしまったことへの対応、それともう一つは起きないように予防のこととか、もしくはできるだけ深くならないような、そういうことについても目を配らせながら、お子さんたちを支えていくのが私たちの使命かなというように思っております。

皆さんと一緒に協力して、協働して進めていかなければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【松土学校教育部長】

ありがとうございます。

続きまして、高野副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【高野副委員長】

高野久美子でございます。よろしくお願ひいたします。

この委員会には6年関わらせていただいて、今7年目となっております。

創価大学で、臨床心理士、公認心理師を養成してまいりました。昨年、定年退職をいたしまして、現在は、都内の児童精神科クリニックで心理士をしており、学校の巡回相談を担当しております。大学に来る前は、23区の公立の教育センターの教育相談室で、子どもたちや先生方のご相談を受けてまいりました。

こうやって、地域の皆様方と一緒にテーブルを囲んで、いろいろな問題を一緒に考えさせ

ていただくと、大変貴重な機会だと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。臨床心理学の知見が少しでもお役に立てることができれば、と思っておりますので、是非、先ほど委員長もおっしゃっておりましたけれども、協力、協働で、難題を乗り切っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【松土学校教育部長】

ありがとうございました。鈴木委員長、高野副委員長どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行は鈴木委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【鈴木委員長】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

改めまして、本日はお忙しいところご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、本日の案件についてです。次第8議題の（3）になります。「いじめ防止対策推進法第28条における調査について」は、個人情報を含む案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

（異議なし）

【鈴木委員長】

それでは、そのようにさせていただきます。

では、議事を進行いたします。

議題（1）になります。「八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会について」、事務局より説明をお願いいたします。

【古川教育指導課長】

議題（1）「八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会について」事務局より説明させていただきます。委員改選後初の委員会ですので、本委員会につきまして、簡単ではありますがご説明させていただきます。

本市では、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえまして、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめの対処のための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長することのできる「いじめを許さないまち」の推進を目的とした「いじめを許さないまち八王子条例」を平成29年4月に施行いたしました。

本委員会は、「いじめを許さないまち八王子条例」第12条に規定された教育委員会の附属機関であり、同条例の施行を受け、平成29年5月に設置。八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則では、学識経験者、法律・医学・心理・福祉などの専門家、警察関係者、地域関係者、保護者代表、学校関係者などの16名以内をもって組織することとなっており、現在は14名の方に委嘱させていただいております。

本市では、平成29年10月に「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」を策定しておりますが、策定にあたりいじめ防止に関する基本的な方針について、本委員会に諮問をし、その答申をもとに策定しております。

本委員会は、学期ごと、年3回を定例としておりますが、急遽、ご意見をいただきたい案

件があった場合には臨時会を開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本委員会でご協議いただく、または報告させていただく事項といたしましては、八王子市教育委員会のいじめ防止の取組について、各団体のいじめ防止とその取組について、市立学校で発生したいじめ重大事態の対応などでございます。それぞれのお立場からご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【鈴木委員長】

はい、課長、どうもありがとうございました。

只今の説明について、まず、ご質問がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

ご質問はよろしいでしょうか。それでは続きまして、ご意見がありましたら、お願ひいたします。ご意見等いかがでしょうか。

【鈴木委員長】

それでは、ご質問、ご意見ないということで、進めてまいりたいと思います。

【鈴木委員長】

進行いたします。

議題(2)になります。「八王子市教育委員会いじめ総合対策について(令和7年度版)」について、事務局から説明をお願いいたします。

【上床指導主事】

私からは、令和7年度八王子市いじめ総合対策について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

こちらは、「八王子市教育委員会いじめ総合対策」として、各学校が法に則っていじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を適切に活用しているものであり、例年、年度当初の学校いじめ対策委員会コーディネーター研修など、折に触れて、事務局からお示ししているものです。

令和7年度については、この度、デザインを刷新したため、今後、各学校に示してまいります。

なお、1-2としてお示ししているものが、令和6年度版となります。

八王子市の取組が着実に記載されている一方で、情報の精査と視認性を向上させることが課題として本委員会でもあげられていました。

そこで、今般、図案を簡略化いたしました。その目的は、教職員学校関係者のみならず、保護者や地域等、一般の方にも伝わりやすい図案にすることで、今まで以上に八王子市いじめ対策への理解深化を図り、いじめの未然防止及び早期発見に資する取組につなげるためです。

また、図の右上に、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の二次元コードを付すことで、簡単に詳しい情報にアクセスできるように工夫しております。

この度のいじめ総合対策の刷新によって、より多くの人に本市の取組についてご理解、ご協力いただき、いじめの未然防止及び早期発見につなげてまいります。

最後に、各委員の皆さまの属する各団体におけるいじめ問題防止に資する取組について、現状と課題についてご教示いただけますと幸いです。具体的に、このようなことを行って学校のいじめ対策と連携していくことができる、など、本資料をもとに、各団体がすでに行っていたいていることや、今後、更に具現化できうことのヒントになればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上となります。

【鈴木委員長】

上床指導主事、どうもありがとうございました。

昨年度からいらしている委員の方は、かなり刷新されたといいますかね、特に委員会でも話題になることがあって、前年度も非常によくできていたのですが、より情報がわかりやすく、シンプルといいますか、そういった成果があげられたと思います。デザインも内容ももちろん大事なところもありますので、是非まず、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。ご質問いかがでしょうか。

では、ご意見等、どうぞお願ひいたします。

【坂口委員】

お世話になっております。八王子市こども家庭センターの坂口と申します。

こちらの資料1-1の資料について、何点か訂正をお願いできたらなと思っております。「八王子市子ども家庭センター」は、令和7年4月に「こども家庭センター」の方に移行となっております。

こちらの「地域・関係機関」のところの「子ども家庭センター東浅川・大横・南大沢」とございますが、この「子ども家庭センター」の漢字の子どもの子がですね、こども家庭庁は皆さんご承知かと思いますが、こども家庭庁の子供が平仮名となっていまして、八王子市子ども家庭センターはひらがなの「こども」となっておりますので、こちらの方ご訂正いただければと思います。

あと、この横の表の「学校サポートチーム」の方のかっこ書きのところが「子ども家庭支援センター職員」となっておりますので、そちらの方もご訂正いただければと思います。

些末な点で申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

【鈴木委員長】

坂口委員、貴重な指摘をありがとうございました。

子どもの子がひらがな表記ということで、見解とか、教育委員会の方からありましたらお願いします。いかがでしょうか。

【狩野統括指導主事】

こちらは修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

【鈴木委員長】

では、修正ということでお願いします。ありがとうございます。

その他、ご意見等も含めてお聞きしますが、いかがでしょう。

大塚委員、お願ひします。

【大塚委員】

弁護士の大塚です。

大変見やすくなつて、分かりやすいのではないかなと思うのですが、私が多分見つけられてないだけかもしれないのですが、昨年度、令和6年度版と比較しますと、上のところなのですが、左から順番に見ていて、八王子市というのが、資料1-2だとあるのですよね、法6条の。それがどこかにいたら教えていただきたいのですけれど。その削った理由があれば教えていただきたいです。

と言いますのも、先ほど、他の自治体とかのモデルをというお話がございました。有名なのは大阪の寝屋川モデルですね。ご存じかと思いますが、あれは市長部局がいろいろと積極的に動くところなので、もしそういった観点を今後入れるとしたら八王子市っていう枠組みになるのじゃないかなと思うので、ちょっとその点はどこにいるのかっていうのを含めて教えていただきたいです。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。

資料1-2の右上の方にある八王子市の枠ですね、ここがどのようになっているかについてでございます。教育委員会の方はいかがでしょうか。

【狩野統括指導主事】

ありがとうございます。

八王子市のところですけれども、実は、地域、関係機関のところに、子ども家庭部等も入っていけるということで、まとめようと思っていたのですけれども、今ご指摘のとおり、例えば再調査っていうところも踏まえていくと、ここに市の法の6条を載せておく必要があったのかなというふうに、今、考えたところです。

資料の、その枠のところも含めて検討する必要があるかなと思うのですけれども、28条の調査が終わった後、30条調査がどうなっていくのかというフローがやっぱりここにも載っていく必要があるのかなって考えましたので、この後検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。

大塚委員よろしいでしょうか。

【大塚委員】

はい。ありがとうございます。

【鈴木委員長】

この件については、引き続き検討していくということです。

他の指摘はいかがでしょうか。

石渡委員お願いします。

【石渡委員】

民生委員・児童委員の石渡と申します。

また細かいことで恐縮ですが、法8条のところの上から1、2、3番目ですね、民生委員児童委員地区協議会とあるのですが、民生委員児童委員協議会で、「地区」はいらないと私は認識しているのですけれど。よろしくお願ひします。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。

法8条、ここでいうと上から3番目になりますが、「地区」がいらないのではないかというご意見ですが、これはいかがでしょうか。

【狩野統括指導主事】

申し訳ございません、確認不足で。以前「地区」が入っていたものですから、そのままでよろしいのかなと思ったのですが、最新で確認をさせていただいて、必要であれば修正させていただきます。

【鈴木委員長】

石渡委員、ありがとうございました。

確認後、必要があれば修正ということで、お願いいいたします。

他は、いかがでしょうか。

【鈴木委員長】

よろしいでしょうか。

では、これはバージョンアップしていくと思いますので、ご意見、ご質問あれば、引き続きということで、よろしくお願いいいたします。

もしこの委員会に付議することがあったら申し出いただければと思います。

それではですね、(2)につきましては、以上としたいと思います。

以上で公開の案件は終わりますが、最後に皆様、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【後藤委員】

保護司をしております後藤です。

この地域・関係機関のところの、6番目、「はちビバ」は、多分児童館のことだと思うのですけど、これで市民の皆さんに周知されているのでしょうか。何か、そこが私見て、今はっとすぐわからなかつたので、すいません。

【上床指導主事】

「はちビバ」に関しましては、子ども・若者育成支援センターから「はちビバ」になるとということで、ホームページ等でも子ども家庭部の方から公表させていただいている。括弧児童館みたいな、わかりやすい形で。承知いたしました。

【鈴木委員長】

本当に貴重なご意見、ありがとうございます。

他には、よろしいですか。

それでは、ここから非公開となります。

以上

(以下非公開)